

税に関する 第12回 絵はがきコンクール

♪ 応募作品展示会 開催のご案内 ♪

伊賀市・名張市の小学6年生のみなさんが「身近な税金」について、考え、感じたことを絵はがきに描いてくれています。今年も力作ぞろい!! 是非ご観覧ください♪

伊賀地区

会場 ハイピア伊賀3階(ホール)
伊賀市上野丸之内 500 番地

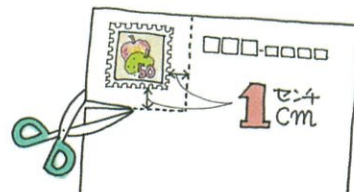
日時 令和3年
11月8日(月)～11月14日(日)
午前8時～午後5時
※期間中、ご自由にご覧いただけます。

昨年度 最優秀賞
桔梗が丘南小学校 林田理紗 さん



使用済み切手・未使用タオルの寄贈にご協力を!

- ★タオルは、柄物、社名入り、袋なし、サイズ不揃いなど、未使用であればどのようなものでも結構です。
- ★切手の種類は問いません。切手のまわり5mmから1cmはなして切り取ってください。
- ★お寄せいただく未使用タオル・使用済み切手は、ご持参いただくか、伊賀法人会事務局まで郵送願います。



皆様のご協力をお願いいたします。



(一社)伊賀法人会事務局は
伊賀鉄道上野市駅前 ハイピア伊賀3階にて運営しております
(TEL:0595-24-5774 e-mail:igahojin@e-net.or.jp)

- 法人会の運営に関するお問合せ
- 税務に関するお問合せ
- 研修会や講演会に関するお問合せ...etc.

♪お気軽にお問い合わせください♪



▶ 会長挨拶	2
▶ 総会	3
▶ 財務諸表	4
▶ 署長インタビュー	5
▶ 統括官インタビュー	6
▶ 女性部会だより	7
▶ 青年部会だより	8・9
▶ 税務署だより	10・11
▶ インボイス制度について	12～15
▶ 絵はがきコンクール	16



損斐の防人 濃尾の水瓶 徳山ダム

徳山ダムは、岐阜県損斐郡損斐川町の損斐川上流部に建設された中央遮水壁型ロックフィルダム(堤高161m)で、総貯水容量は6億6,000万m³と日本最大の貯水量を誇ります。

ダム湖は、ダム建設に伴って廃村となった旧徳山村の名称から「徳山湖」と命名されました。

徳山ダムは、損斐川流域47万住民の生活と生命を脅かす洪水の被害を防御する「損斐の防人」として、損斐川の豊かな恵みを中部圏における利水や発電などに有効に活用する「濃尾の水瓶」として、複数の目的をあわせ持つ多目的なダムです。



徳山湖

ごあいさつ ~ greetings

緊急事態宣言、感染拡大収束願う



一般社団法人
伊賀法人会 会長
川口 佳秀

会員の皆様には、日頃から法人会活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第32回夏季オリンピック東京大会は、賛否両論のある中、7月23日から8月8日までの17日間、新型コロナウイルス禍で開催され、205の国と地域から、参加者選手団は過去最大規模の約1万1,000人が参加し、33競技339種目が行われ、日本は過去最多の58個のメダル獲得となりました。

ただ、感染対策をした大会でしたが、選手、大会関係者からも陽性者がで、東京都内の新規感染者は、開幕前日から閉幕日を比較すると3倍に膨らみ、感染者が爆発的に増えました。東京から感染を波及させないよう、対策の徹底が必要ではないでしょうか。

三重とこわか国体（9月25日から10月5日）、三重とこわか大会（10月23日から25日）は、一律無観客とする方針を決めていましたが、新型コロナウイルス感染者の増加が続き、三重県内では最多の感染者が出るなど、大会開催に対して競技開催地の市長などからも中止の要請が出ました。26日には中止を決定し、「断腸の思い。苦渋の決断だが、県民の命を守ることが最優先。」と語り、一か月以内に三重県が延期を希望すれば、日本スポーツ協会のルールに基づき、6年後の2027年に開催することができますが、県としてはどう判断されるのでしょうか。

三重県も緊急事態宣言が27日に発令されました。緊急事態宣言は21都道府県、まん延防止等重点措置は12県で、33都道府県が適用されました。

感染拡大に歯止めをかけるための宣言ですが、28日には国内感染者144万人、三重県では1万1,613人、1日の感染者数が400人を超えるのは4日連続となり、自宅療養者も4000人を超え、過去最多を更新。当地域でも感染者数が879人となり、かつてない感染拡大で感染予防対策を一段と強化しなければなりません。

ワクチンの接種状況は、当地域では1回目は50%を超え、2回目は45%の接種状況ですが、自治体による接種補完し、接種を加速するための職域接種の進めですが、厚労省からのワクチン供給の遅れにより、後手にまわっているのが現状ではないでしょうか。

こうしたなか、当会は税のオピニオンリーダーとして、税制改正要望への議論を深めさせていただいておりますが、2023年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されますので、国税庁からのリーフレットより掲載させていただきました。

新型コロナウイルス禍が始まって1年半、変異ウイルスの拡大もあり、厳しく、不透明な経済情勢が続き、企業経営に大きな打撃となっていますが、ウイズコロナ下での対応が必要です。密閉、密集、密接の密を避け、マスクの着用、手指消毒手洗い、身体的距離の確保、換気など、基本的な感染防止対策を徹底し、ワクチン接種の浸透により状況が改善していくことを望みます。

引き続き、当会に対するご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

■事業活動報告

令和3年度 通常総会開催

【と き】令和3年5月20日(木)
【会 場】名張産業振興センターアスピーア
通常総会 15:00 ~ 15:30

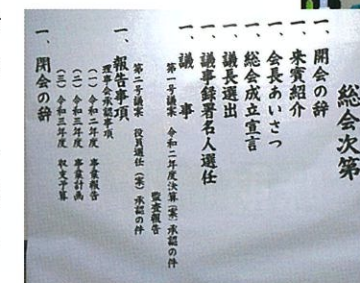
当初は、例年どおりの多数の会員の皆様とご来賓のもとでの開催を予定してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ご出席いただく皆様の健康・安全面を考慮し、会長、副会長、監事のみのお出席で開催させていただきました。

すべての議事及び報告事項が異議なく満場一致で承認されました。

本年度も、税のオピニオンリーダーとして、多岐にわたり活動の場を広げ積極的に活動してまいります。

議事並びに報告事項

- ◆ 令和2年度 決算(案)承認の件
- ◆ 監査報告
- ◆ 任期満了に伴う役員選任(案)承認の件
- ◆ 令和2年度 事業報告
- ◆ 令和3年度 事業計画・収支予算報告



功 労 者 等 表 彰

～永年に亘り会活動にご尽力くださりありがとうございました。～

上野税務署長 感謝状

理事 田中 秀穂 田中センイ(株)

(一社)伊賀法人会 退任役員感謝状

理事 岡山 博宣 (株)伊和新聞社 理事 田中 秀穂 田中センイ(株)
監事 森岡 高臣 伊賀市商工会

(一社)伊賀法人会 役員功労者表彰

理事 北村 諭 上野ハウス(株) 理事 西田 哲也 (有)小木屋食品
理事 長谷川久美子 (株)長谷川钣金 理事 本城 圭祐 伊賀越(株)
理事 山本 大介 (有)ビルディック

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉
アフラック 三重支社 法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

令和2年度貸借対照表

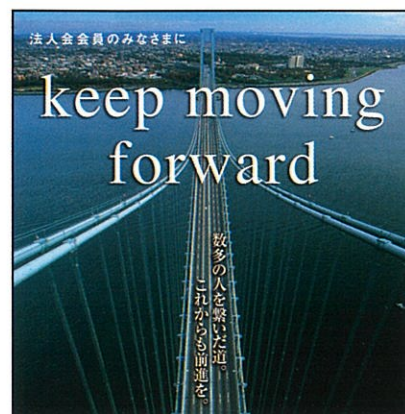
令和3年3月31日現在(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	41,910
流動資産合計	4,539,092	2. 固定負債	120,000
2. 固定資産		負債合計	161,910
(1) 基本財産	9,000,000	III 正味財産の部	
(2) 特定資産	6,714,217	1. 指定正味財産	
(3) その他固定資産	151,427	指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		一般正味財産合計	20,242,826
		(うち基本財産への充当額)	(9,000,000)
		(うち特定資産への充当額)	(6,714,217)
		正味財産合計	20,242,826
資産合計	20,404,736	負債及び正味財産合計	20,404,736

令和2年度正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		2. 経常外増減の部	
1. 経常増減の部		(1) 経常外収益	0
(1) 経常収益		(2) 経常外費用	0
基本財産運用益	424	当期経常外増減額	0
特定資産運用益	283	税引前当期一般正味財産増減額	3,191,597
受取会費	7,018,500	法人税、住民税及事業税	0
事業収益	218,000	当期一般正味財産増減額	3,191,597
受取補助金等	6,155,400	一般正味財産期首残高	17,051,229
受取負担金	525,500		
雑収益	365,839		
経常収益計	14,283,946	一般正味財産期末残高	20,242,826
(2) 経常費用		II 指定正味財産増減の部	
事業費	8,106,537	受取補助金等	5,108,400
管理費	2,985,811	一般正味財産への振替額	-5,108,400
経常費用計	11,092,348	当期指定正味財産増減額	0
評価損益等計	-1		
当期経常増減額	3,191,597	III 正味財産期末残高	20,242,826



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。想いをつないで50年。

これまでも、これからも企業の繁栄をサポートしつづける

経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

三重支社 津営業所/
三重県津市栄町1-840(グランスクエア津6F)
TEL 059-226-1363

AIG AIG損害保険株式会社

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911



上野税務署 署長インタビュー

三重県での勤務が初めての城戸新署長。
和やかな歓談と共にインタビューさせていただきました。



ご紹介

- ◆氏名 城戸 孝輔(きど こうすけ)
- ◆出生年 昭和36年生まれ
- ◆星座 おうし座
- ◆血液型 AB型
- ◆出身地 岐阜県多治見市
- ◆モットー 「チャレンジは貯蓄できない」

インタビュー



聞き手 女性部会 総務委員会

安田 早苗・町野 礼子・小川 直子
大田 智洋・楠本 知子

■前任地についてお聞かせください。

名古屋国税局 課税第二部 調査(酒税)部門
統括国税調査官として、大規模な酒造場に係る酒
税の調査を担当していました。

■ご着任の感想・抱負を教えてください。

上野税務署長を拝命し、身が引き締まる思いです。
私どもの使命は、「納税者の自発的な納税義務
の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにあり、
「信頼で国の財政を支える組織」を目指しています。
税務行政が円滑に実施できるよう法人会をはじめ
関係民間団体の皆様方のご理解とご協力を引き
続きよろしくお願いたします。

■伊賀の印象はいかがですか。

伊賀の小京都と言われ、町のシンボルとして佇む上野城の城下町には風情ある
街並みが続き、歴男の気持ちをくすぐっています。
また、「伊賀織部」と「志野織部」の織部焼つながり、「ききょう」(市の花:名張市・
多治見市)つながり、「城戸姓」つながり等、伊賀の国には所縁を感じています。



部会長 安田 早苗

■ご趣味はなんですか。

プレーヤーは卒業しましたので、もっぱらスポーツ競技を観戦しています。
コロナの影響で東京オリンピックも競技場での観戦ができず、ストレスが溜まっ
ている状態ですが、東京での開催で時差がなく睡眠不足の心配もありませんので、
テレビ観戦を楽しみたいと思います。
また、機会があれば、「伊賀FC<ノ>ー三重」の試合も観戦したいと思ってい
ます。



総務副委員長 楠本 知子

■休日はどう過ごされますか。

帰省しない時は、管内各地の旧所・名跡等を回ってみたいと
思っています。
また、伊賀牛、伊賀米、伊賀の地酒等、伊賀ブランドを十分
楽しみたいと考えています。



副部会長 町野 礼子 総務委員長 小川 直子

上野税務署 統括官インタビュー

署長と同じく三重県での勤務が初めての吉田統括官。
どうぞよろしくお願いいたします。



ご紹介

- ◆氏名 吉田 幸生(よしだ ゆきお)
- ◆出生年 昭和49年生まれ
- ◆出身地 岐阜県岐阜市
- ◆モットー 「三人寄れば文殊の知恵」
「世の中で起きた事は、
世の中で解決できる」

インタビュー

■前任地ではどのような担当をされておりましたか。

名古屋国税局資料調査課に2年間勤務し、東海4県の法人税調査に従事していました。

■ご着任の感想を教えてください。

身の引き締まる思いでいっぱいですが、冷静さを保つよう心掛けています。

■休日はどのように過ごされますか。

単身赴任中ですので月に一度ほど自宅に帰るとして、残りは上野署管内巡りを満喫したいと思います。

■ご趣味はなんですか。

体を動かすことが好きで、職場に入り、草野球・ゴルフ・スキー・スノーボードなどを経て、現在は8年ほど前から始めたテニス(我流)に落ち着いています。

■伊賀の印象はいかがですか。

「日本酒」と「忍者」の町という印象です。伊賀上野城に初めて行ってきました。



総務副委員長 大田 智洋

ちょうどオリンピック開催中のインタビュー。趣味のスポーツの話題では、次世代の選手の活躍に話が弾み、税務署職員の未来についても熱い想いを語って下さいました。

また、前任地では名古屋国税局 課税第二部 調査(酒税)部門 統括国税調査官だった城戸署長。酒蔵直結のご担当だったこともあり、伊賀のお酒についても関心高くお話をいただきました。日頃より大変お世話になり、そしてご指導いただきありがとうございます。

伊賀の食・文化を満喫してください。
(大田 智洋 (株)大田酒造)

上野税務署 異動状況

2021.7.10

職名	旧		新	
	氏名	異動先	氏名	異動先
署長	堀内 宏巳	退職	城戸 孝輔	国税局 課税第二部 調査部門 統括官
総務課長	山内 俊寛	一宮 総務課長	草野 沢郎	監督評価官 評価官補
法人統括官	佐々木 愛美	監督評価官 評価官補	吉田 幸生	国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
管理運営統括官	浜前 直人	中川 管理運営第一統括官	水野 史規	名古屋西 管理運営第三統括官
徴収統括官	山門 孝行	留任		
個人1部門統括官	長谷川 友一	留任		
個人2部門統括官	田島 道康	一宮 個人 特別調査官	多田 一盛	大垣 個人一部門 上席

女性部会だより

活動報告

令和3年度 会員会議・教養セミナー

- 開催日 令和3年4月21日(水)
- 担当 総務委員会
- 場所 名張市武道交流館いきいき
- 参加者 部会員25名

従来実施していた「通常総会」から、報告会という形式に変更して、初の「会員会議」が開催されました。本会会長ご臨席の下、令和2年度の事業・収支報告、令和3年度の事業計画及び収支予算の報告を行いました。また、今年度は役員選出の年に当たり、安田部会長をはじめとする旧役員が統投。コロナに負けじとリスタートいたしました。

教養セミナーでは、第一部『私の足跡』と題し堀内署長様から、第二部では佐々木統括官様より、『はる? はらない? 実務に役立つ印紙税』と題してご講話いただきました。大変有意義な時間をいただき、感謝しております。

〈楠本 知子 (株)みよしや〉



署長・統括官による教養セミナー

紙芝居租税教室～忍者の里の租税教室～

- 開催日 令和3年7月2日(金)
- 担当 総務委員会
- 場所 伊賀市立府中小学校
- 参加者 児童数42名

2020年2月以来、約一年半ぶりの紙芝居租税教室。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に気を遣いながらのリハーサルと教室でした。

今回は、ソーシャルディスタンス確保のため、体育館での開催でした。広いうえにマスク着用でしたので、発声には気を使いました。

紙芝居、忍者座り競争、1億円の重み体験など、児童の弾ける笑顔の中で租税教室を進行することができました。そんな子供達の笑顔に元気をもらえる楽しい教室でした。

早く新型コロナウイルス感染症の流行が収まり、たくさんの子供達に会いに行けるようになって欲しいとしみじみ感じました。

〈小川 直子 五光(株)〉



紙芝居 練習風景

▲1億円登場



私たち女性部会では、企業経営に携わる女性の活躍を目指し、身近な税務知識の習得のための研修会や女性らしく輝くための教養セミナー、地域社会への貢献を目的とした寄贈活動等、年間を通じてさまざまな事業を開催しています。地域の発展と活性化のために、私たちの力を発揮しませんか。是非、お一人でも多くの皆様のご入会をお待ちしております。

青年部会だより

部会長あいさつ



野口 徹
日本機械部品(株)

平素は、青年部会活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。本年度より2年間、青年部会長を務めさせていただきます野口です。

当部会には30年を超える歴史があります。私は、その先輩諸兄のこれまでの活動に敬意を払い、参考にさせていただきながら、常に時代に合わせた形を模索する柔軟性をもって部会活動をリードしてまいりたいと考えております。

本年も、昨年来の新型コロナウイルスにより、制限される事項が多い中での青年部会活動が想定されます。開催可否の判断を迫られる場面も多くなるのかと思いますが、その判断基準を明確にした上で、いかに工夫して、安心安全な形での開催にこぎつけるかを追及し、中身のある事業を部会員の力を結集して、計画・遂行していきたいと考えています。

また、このような状況下であることを、部会活動を支える仕組みを変革できるいい機会であるとプラスに捉え、会議や運営方法なども、効率的かつ無駄のない形で行えるように見直してまいります。

最後になりますが、税の啓蒙活動を通じて、メンバーである地域の若手経営者の相互の交流を活性化し、各々の能力向上につなげてまいりますので、引き続き、当部会の活動にご理解、ご協力を賜るとともに、部会員増強にもお力添えいただけますようお願い申し上げます。

青年部会 租税教室開催!

「税金の大切さ」を 地域の子どもたちに伝えたい

例年2学期・3学期に行っている租税教室ですが、今年度より小学校のカリキュラム変更により、1学期に税金についての授業を行うことに伴って、租税教室も6月、7月の開催となりました。

本年度は、伊賀市・名張市内の小学校8校にて青年部会員による「租税教室」を開催。学校や公立図書館など、さまざまな場所や場面で活用されている税金について、工夫を凝らした授業を行いました。

児童の皆さんにも税金が身近なものであって、私達の暮らしがより豊かになるように大切に活用していかなければならないものであることをお伝えし、楽しみながら理解を深めて頂きました。



6/14 名張市立蔵持小学校



6/15 伊賀市立府中小学校



7/6 伊賀市立大山田小学校



7/13 伊賀市立上野西小学校



このほか、
名張市立比奈知小学校
名張市立桔梗が丘南小学校
伊賀市立青山小学校
伊賀市立島ヶ原小学校
でも開催いたしました!



青年部会だより

第21回 伊賀・税ウォッチング 8/5(木) in 岐阜 徳山ダム

例年、伊賀・名張市内の小学5・6年生を対象に、税金で建設・運営されている施設の見学と、施設に携わる方々との触れ合いを通じて税金の大切さを学んでもらっている「伊賀・税ウォッチング」。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を断念しましたが、今年は、十分な感染症対策(児童・スタッフの事前の検温、当日の手指消毒の徹底、密を避けて39名で大型バス2台を使用等)を講じて開催しました。

募集定員40名のところ、82名と多くの方からご応募いただき、厳正なる抽選の結果39名の児童の皆さんにご参加いただきました。

今回は一番身近で大切な「水」をテーマに、水源である日本最大級の多目的ダムを見学し、自分たちの生活と税金のつながりについて学習してもらいました。

徳山会館



旧徳山村の様子について勉強中



昼食のダムカレー



放流~



税ウォッチングに参加して

● 今回が初めての税ウォッチングです。まさか当選するとは思ってませんでした。
● 友達も出来たのでうれしかったです。
● 今回の勉強で色々なことを学べました。そんな歴史があったのを知れました。
● ダムカレーもとても美味しかったです。
● スタッフさんの対応もとても良かったです。
● また税ウォッチングに行きたいです。
(参加児童より)

徳山ダム



施設見学



税務署だより

事業者の方へ

令和3年10月1日

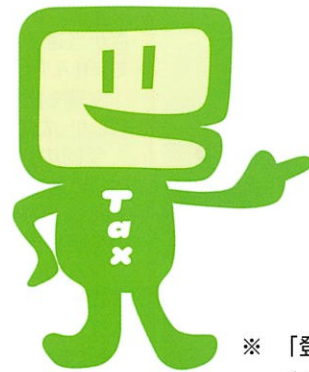
登録申請 受付開始!

消費税の
インボイス
制度



令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、 「e-Taxソフト(SP版)」 をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



税務署だより

消費税の インボイス制度説明会のご案内

令和3年10月1日登録受付開始!!

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、**インボイス制度説明会を開催します**ので、是非ご参加ください。

【説明会の主な内容】

- ・インボイス制度の概要
- ・売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・登録申請の方法等

要事前予約



【説明会の日程】

（注）新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日 時	開催場所	定員	お問合せ先
9月14日(火) 10時00分～11時00分	上野税務署 伊賀市緑ヶ丘本町1680	20名	上野税務署 法人課税部門 ☎0595-21-0953（直通）
10月21日(木) 14時00分～15時00分	上野税務署 伊賀市緑ヶ丘本町1680	20名	上野税務署 法人課税部門 ☎0595-21-0953（直通）
11月10日(水) 10時00分～11時00分	上野税務署 伊賀市緑ヶ丘本町1680	20名	上野税務署 法人課税部門 ☎0595-21-0953（直通）
12月3日(金) 14時00分～15時00分	上野税務署 伊賀市緑ヶ丘本町1680	20名	上野税務署 法人課税部門 ☎0595-21-0953（直通）

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前にお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ



上野税務署

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存形式が導入されます

国 税 庁

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

（令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。）

1 適格請求書とは

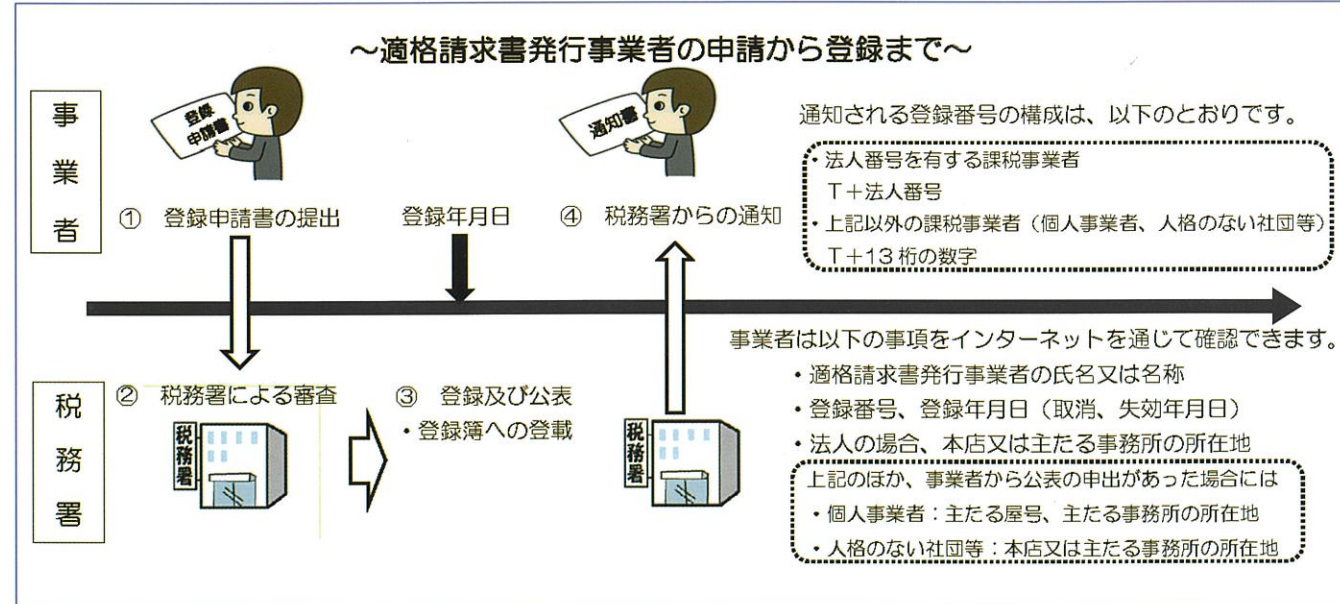
適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 適格請求書発行事業者登録制度

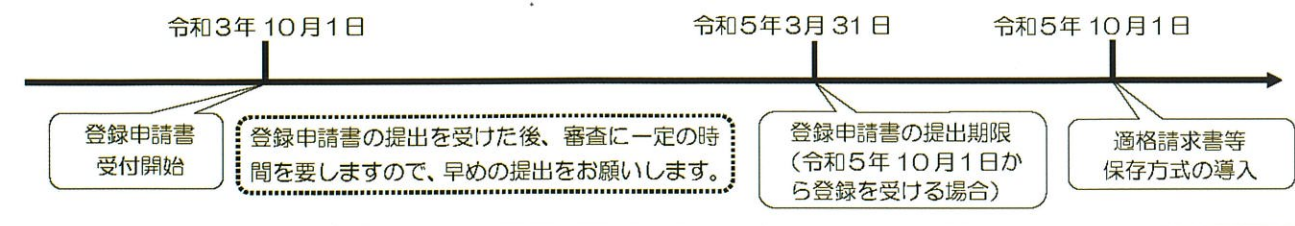
- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



《登録申請のスケジュール》

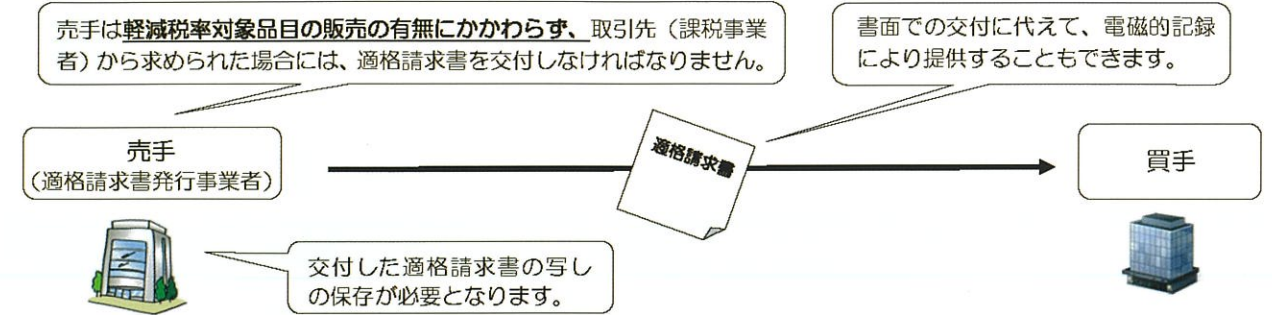
登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合（下記（2）参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- （注）1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
- （1）適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 - （2）適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

（1）適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）**適格簡易請求書の記載事項**は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

欄〇〇御中		⑥ 請求書	
②	××年 11 月分		
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※	軽減税率対象	③ 合計 87,200 円	
		うち消費税 7,200 円	
		⑤ 消費税 4,000 円	
		⑤ 消費税 3,200 円	
④			① △△(株)
			登録番号 T1234567890123

（2）適格請求書の交付義務免除

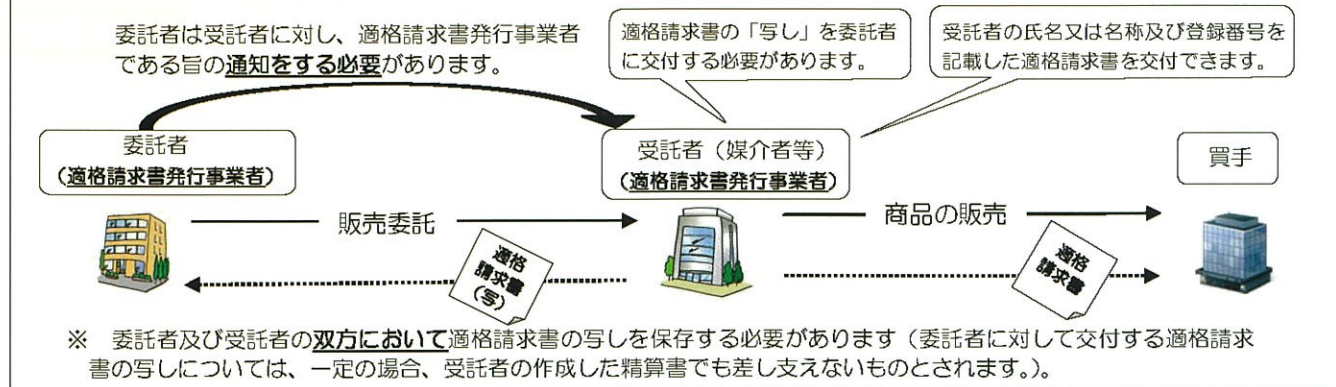
適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（3）適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合には**、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》



4 仕入税額控除の要件(買手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合(下記(3)参照)を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです(現行と同様)。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

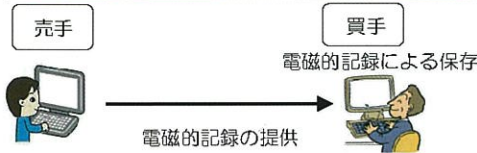
《帳簿の記載例》

総勘定元帳(仕入) ※は軽減対象					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方(円)
11	30		△△食品類 食料品※	8%	86,400
11	30		〇〇商事類 文房具	10%	44,000

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記3(2)②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録



(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限りません。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

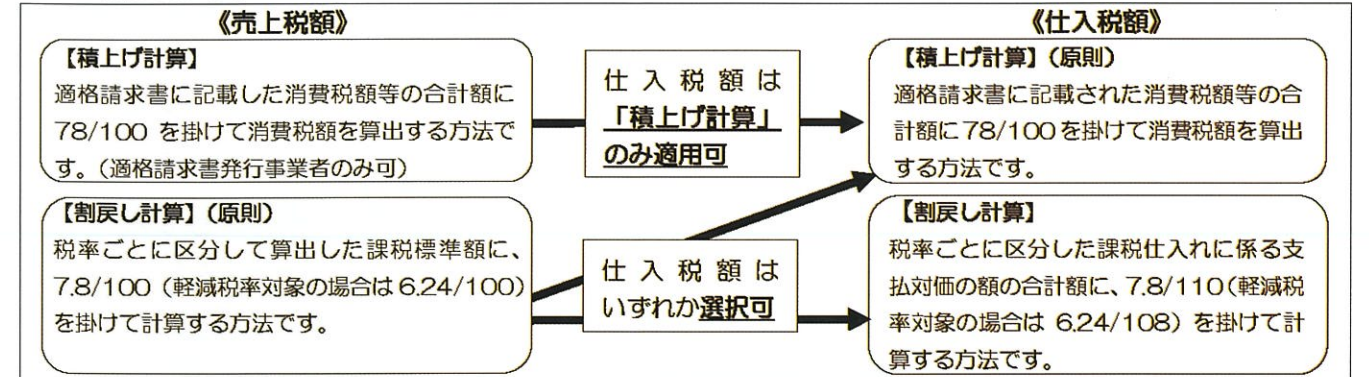
ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
 - ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」
- ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。



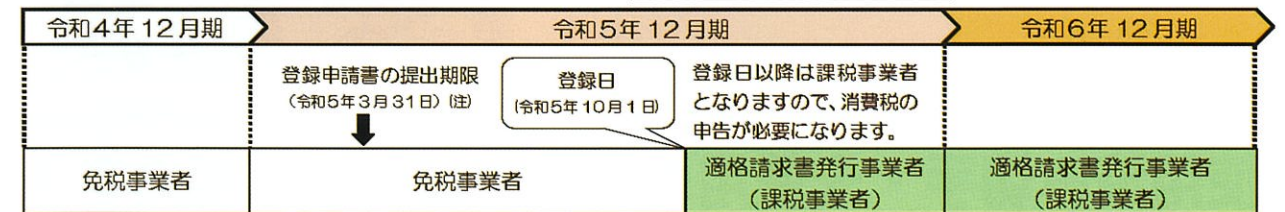
6 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、**課税事業者となる必要があります**が、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

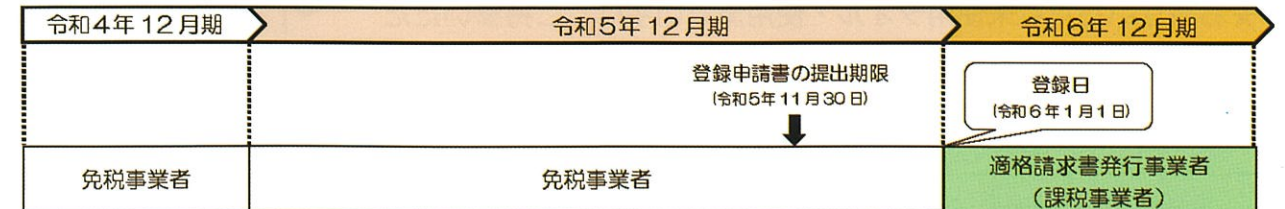


(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



《適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関するお問合せ先》

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)
- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)
をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています。)

